

肝炎医療費助成制度における マイナンバー利用のおしらせ

肝炎治療医療費助成の申請時にマイナンバー利用を希望すると、一部の申請書類を省略できます。

※利用は任意です。従来の申請方法も選択できます。

1 対象の申請と省略できる書類

申請内容	住民票	市町村民税 課税証明書
肝炎インターフェロン治療・ インターフェロンフリー治療・ 核酸アナログ製剤治療受給者証	○	○
肝炎定期検査費用助成（※）	○	○

※肝炎定期検査費用助成は郵送申請のみとなります。

2 マイナンバー利用の方法

受給者ご本人が申請する場合は



©2014 大阪府もずやん



1 他の申請書類と合わせて、
「世帯調書」を提出



2 受給者ご本人の
マイナンバーカードを提示

ご家族が申請する場合は、上記1、2にあわせてご家族の顔写真付き身元確認書（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。

記入方法や必要書類の詳細は、「世帯調書（裏面）」をご覧ください。

問い合わせ先

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ
TEL：06-6941-0351（内線2592）